

**公明党**

# せのう 孝夫 市政報告 Vol. 54



声を かたち に 夢を くらし に

9月定例議会では、行政一般通告質問に10名の議員が登壇しました。そのうちの1時間だけ、安房高等学校の2年生が傍聴に訪れ、後日、参加された36名の生徒全員から感想文も寄せられました。それぞれの感想や意見に対して、議員として文章にまとめ返信しましたので、全文を、本市政報告の後段に掲載しました。

また、9月19日に決算審査特別委員会が開催されました。私は、同委員会委員として参加しました。各委員からの発言や執行部答弁は、議事録に掲載されますのでご覧になってください。

今議会では、請願第7号が提出され慎重審議の結果、私は「採択しない」を支持しましたので、その理由を述べた討論内容の全文を掲載しました。

## 9月議会通告質問 【詳しくは議事録を参照】

### 1. 釣り客誘致による観光振興

館山市における観光施策の中で、海釣りの存在は欠かせないものと考えます。その点に焦点を当てて、釣りによる観光振興に、もっと力を注ぐべきではないでしょうか。ただし、釣り客を誘致することが、ストリートに歓迎されているわけでもありません。マナーなどマイナス要因も考え合わせながら、具体的には、ストーリー性を持たせた戦略が必要であると痛感しています。そこで、以下の4項目について質しました。

## ① 『釣りのまち 館山』 宣言

本市を『釣りのまち館山』と宣言し、釣り客誘致の取り組みを提案しました。

**答弁：**『釣りのまち館山』宣言についてですが、豊かな海に囲まれた館山市には、年間を通し、多くの釣り人が訪れており、釣りは重要な観光資源の一つであると考えています。その一方で、一部の心無い釣り人によるマナー違反などの問題があることも事実です。また、港湾施設や漁港施設などの利用に関する制限もあります。

これらを踏まえ、市としては、釣り客誘致に関しては、釣り人や釣りに関わる事業者だけではなく、漁業関係者や港湾・漁港管理者、海岸管理者等の関係機関、地元の皆様のご意見を伺いながら、検討していく必要があると考えています。

現在、館山港の有する資源や特性を活かした地域活性化を目指す「館山港UMIプロジェクト検討会」におきまして、館山港における釣りを活用した地域振興の取組について検討を進めております。

これを一つのモデルケースとし、市全体としての釣り客誘致による観光振興を推進していく中で、議員からご提案のありました「釣りのまち館山」宣言についても関係者と協議していきたいと考えております。

## ② 『ルアー』をふるさと納税の返礼品に

館山市を拠点とする、有名なルアー製作会社があります。中でも、シーバスを対象としたルアーはアングラ垂涎の品物と言われ、極めて評価の高いものとして知られています。当該企業は以前、企業版ふるさと納税での協力もいただいておりますが、各種ルアーをふるさと納税の返礼品として大いにアピールして、釣りに訪れていただく誘客度アップとセットに取り組むことで、相乗効果が測れるのではないかと思います。

**答弁：** 館山市を拠点とするルアー製作会社の製品をふるさと納税返礼品とすることについてで

すが、館山市では、ふるさと納税の返礼品として令和4年度から当該事業者より限定デザインのルアーを提供していただいております。館山ならではの魅力ある返礼品の一つとして人気を集めています。

館山市としては、引き続き事業者と連携し、今後もふるさと納税返礼品として提供することで、更なる関係人口の創出や「館山ファン」の増加を図っていきたくと考えています。

### ③ 漁港への『釣り禁止』の対応

現在、本市にある各漁港において、釣り客の立ち入りを禁止にしているところが散見されます。また、平砂浦海岸には車で立ち入ることができません。

釣り客のマナー等にも問題があるのは承知していますが、釣りを目的に移住された方や、県外から長時間かけて来られる方もおられますので、互いに共存共栄の道を模索できないものかと考えます。

**答弁：** 市内漁港の釣り禁止についてですが、千葉県や館山市が管理所有する漁港施設は、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、水産業の健全な発展及び、これによる水産物の安定供給を目的として整備された行政財産です。

このため、漁業活動による利用が優先されますが、これらの用途又は、目的を妨げない限度において使用させることができるため、原則、漁港での釣り行為については禁止をしておりません。

しかしながら、地元の漁協からは、一部の心無い釣り人による、ゴミの放置、駐停車行為などによる通行の障害、漁船への釣り糸の巻き込みや、漁船の航行の進路妨害などのマナー違反によるトラブルが発生している状況もあり、釣りの禁止について強い要望があります。

また、漁港の防波堤の一部は、施設の破損や亀裂による危険な箇所があることから、注意喚起する看板を設置し、立入を禁止して利用を制限しているところもあります。

館山市としては、本来の目的である漁業活動の支障とならないように、釣り人がマナーやルールを遵守するよう周知を図るとともに、漁港における釣り行為について、地元の漁協と協議を行い、漁業者の理解を得る必要があると考えております。

#### ④ 市内の『釣り情報』を発信

市内での釣りに関する情報を、行政として発信しては如何でしょうか。一口に釣りと言っても、ターゲットは多種多様であり、釣りのスタイルとしては船釣り、岸から狙うショア釣りに分かれ、それぞれ季節によって魚種も変わり、当然道具も異なります。岸からのフィールドには砂浜、磯、堤防、河口などがあり、仕掛けは場所やターゲットによって使い分けます。これらが全て市内に存在します。

船釣り、陸（ショアからの）釣り、生餌釣り、ルアーなど擬似餌釣り、昼の釣り、夜釣り、季節の釣りなど、他地域に住むアングラは、そういった個々の情報を欲しています。

それぞれの釣り方や釣果、フィールド等に関する情報をホームページ等に掲載、積極的に市が発信していけば、多くの誘客につながると思います。

**答弁：** 市内の釣りに関する情報の発信についてですが、第1点目でお答えしたとおり、釣り客誘致については、様々な関係者の皆様とともに検討していくべきものと考えております。その中で、より効果的な情報発信の主体やその方法などについても調査・研究してまいります。

## 2. リチウム蓄電池の廃棄と回収方法

リチウム蓄電池及びその使用製品の廃棄と回収方法について伺います。

スマートフォンやワイヤレスイヤホン、携帯扇風機、加熱式たばこの本体など、充電式の電子機器に幅広く内蔵されていますが、リチウム蓄電池やその使用製品を廃棄する際に、一般ごみに紛れて捨てられてしま

うと、極めて危険です。それは、ごみ収集車や処理施設で押しつぶされたり、破断したりすると発火し火災につながる危険性があるからです。

廃棄物としての排出も増加傾向にあり、廃棄物処理時のリチウム蓄電池に起因すると疑われる火災事故が、令和4年度で4260件、発煙・発火を含む発生件数では16517件にも上ります。

そこで、本市における廃棄物処理時のリチウム蓄電池に起因する火災事故等の有無について確認しました。それから、先進市では発火の恐れのある廃棄物を分別回収していますが、本市の取り組み状況を質問しました。

**答弁：** 廃棄物処理時のリチウム蓄電池に起因する発火事故等の有無についてですが、令和3年に、搬入された粗大ごみに含まれていたモバイルバッテリーから発火したと思われる事案が1件ありました。

リチウム蓄電池回収への取組状況についてですが、小型家電で広く用いられるリチウムイオン電池を含む、リチウム蓄電池が、適切に回収されず、分別の不徹底などで不適切に処理をされた場合、議員がおっしゃるとおり、収集や処理の際に大きな事故に繋がり、長期に渡り、円滑なごみ処理が困難になるだけでなく、復旧のために多額の費用を要することもあることから、近年、全国的に大きな課題となっているものと承知しています。

処理における事故の防止には、適切な分別、回収が最も効果的だと考えます。そのため、市民の皆様には、発火事故の恐れがある危険なごみだと知っていただくために、市広報や、ホームページ、SNSで、館山市清掃センターで発火したモバイルバッテリーの写真を交えながら、周知しています。

現在、館山市の取組としては、市民の利便性を考え、不要となった携帯扇風機や加熱式タバコなどのリチウムイオン電池が含まれるごみについても、金属類として、小型家電や他(た)の金属ごみと一緒に収集していますが、市民の方からご相談があった際は、館山市内にJ B R Cの協力店である家電量販店が、2店舗あることから、店頭での回収もご案内しているところです。

なお、収集や処理の過程における安全性を確保するため、収集に際しては、収集作業員が、リチウムイオン電池が含まれるごみを他(た)のごみと分けた容器に入れるなどして安全を確保し、処理に際しては、館山市清掃センターにおいて、令和5年度から稼働しているマテリアルリサイクル設備の作業員による丁寧な手選別により、リチウムイオン電池を回収しています。

回収後のリチウムイオン電池は、循環型社会を推進するため、資源化処理業者に委託し、適切に処理して

います。

### 3. 地方創生移住支援事業

「地方創生移住支援事業」とは、地方へのU I Jターンへの支援を目的としています。地方の若者が大学進学を契機に東京圏に転居し、その大半が地元に戻ることなく、そのまま東京圏に就職することが地方における若者の人口減少に繋がっていると考えられることから、政府もこの課題を重く受け止め、地方に就職する学生を経済的に支援しようとする「地方就職学生支援事業」を新設し、令和6年度の予算化が実現しました。内容は、大学生が地元で就職活動を行う際の交通費を支援するものです。

加えて令和7年度からは就職活動時の交通費支援だけではなく、本年度、交通費支援を受けた大学生が実際に地方へ就職する際、移転費までも支援する予定となっておりますが、現時点での詳細は未定となっております。国の「地方就職学生支援事業」を受ける場合には、「奨学金返還支援」を実施していることが要件とされており本市の事業への申請等、対応について質問しました。

**答弁：**地方創生移住支援事業についてですが、本事業は、地方へのU I Jターンによる起業・就業者の創出等をデジタル田園都市国家構想交付金により支援することを目的としており、千葉県内では半島振興対策実施地域等に指定されている安房・夷隅地域をはじめとした条件不利地域の15自治体を実施しています。

また、地方就職学生支援事業については、地方創生移住支援事業を拡充する施策として令和6年度に新設され、移住支援事業と奨学金返還支援の取組を実施していることが要件とされており、千葉県内では、館山市、南房総市及び匝瑳市の3市が対象となっております。

補助内容については、対象者が企業の選考面接に要する往復交通費として、東京駅から各都道府県庁の最

寄り駅までの2分の1以内の額を、1回分に限り支援するものとなっています。

館山市が地方就職学生支援事業を実施する場合について、千葉県に確認したところ、都内の大学から館山市内の企業の選考面接を受けたとしても、支援金額は東京駅から千葉県庁までの交通費の片道相当分のみで、1,000円に満たない額になるとのことです。

以上のことから、地方就職学生支援事業の実施について検討はしましたが、対象者への支援金額が少額であることや、事務手続きの煩雑さを勘案し、実施を見送ることとしました。

なお、新たな移住支援策では、今年度、地方創生移住支援事業のメニューの一つである移住支援事業を拡充し、館山市の独自事業として、千葉県内の条件不利地域以外からの移住者向けの移住支援金を創設しました。加えて、館山市・南房総市定住自立圏共生ビジョンの取組の一環として、昨年度から、両市への移住や二地域居住を検討している個人や家族等を対象としたトライアルステイを実施しています。

引き続き、NPO法人おせっ会や南房総市、関係機関とも連携を深めながら、都内での移住相談会への参加や移住関連セミナーの開催など、さまざまな機会を捉えて移住・定住の促進を図っていきます。

## 請願第7号「環境保全団体支援補助金の継続を求める請願」

「環境保全団体支援補助金の継続を求める請願」について、「採択しない」との立場から討論させていただきます。「安房の海を守り育む会」の皆様方は「ふるさとにきれいで豊かな川と海を」との崇高な理念のもと、平成13年に発足し、爾来23年間継続して活動されております。

その活動内容は、EM活性液と言われる有用微生物群を使って培養し、仕込みを経て、市内の各河川に放流するものです。また、活動資金については、寄付金や会員からの会費、そして館山市からの補助金等により、年間およそ200万円で賄っていると伺っています。

本請願の掲題に示された「環境保全団体支援補助金」は、平成28年度に予算額60万円・各団体の上限額30万円の枠で始まった事業です。対象は、自然環境保全に関する実践または啓発活動に取り組む団体とされ、館山市環境基本条例とも合致していることから、当会の皆様は補助事業発足当初から対象団体として認定されてまいりました。館山湾を綺麗にしたいとの想いで汗を流されておられる活動には、感謝と尊崇の念を禁じ得ません。

此の様に、敬意を持って評価すべき活動であるにも係わらず、不採択とした理由を述べさせていただきます。この本題に触れる前に、本市には数多くの補助事業が存在しますが、執行部の皆様

には全ての事業が適正であるかを再検証していただきたいと思います。決算審査でも発言しましたが、本請願に限らず、今後、全ての補助事業について、公金を取り扱う責任として、個々の事業内容と金額との整合性が図られているかを改めて精査して行く必要性を痛感します。この点、ご検討願いたいと思います。

本件に戻りますが、昨年9月に行われた事業仕分けにおいて、「環境保全団体支援補助金」は「他の補助金との統合が可能」として、本事業は不要・凍結という判断が市民判定人により下されました。これは、市民が判断したことに注目するとともに、第4次行財政改革方針に基づいた方向性とも軌を一にしています。ただし、凍結といっても直ちに中止するわけではなく、代替事業として支給期間が3年間に制限を持たせた「館山市市民協働事業補助金」に移行されます。

3カ年の補助金活用期間の後には、資金面でも自立して活動できる独立採算の道を求めてもらいたいとの要請も提示されています。

行財政改革を推進せざるを得ない背景として、本市は少子高齢化・人口減少が進行し、自主財源の増収確保が困難な見込みに加え、社会保障費関連は当面の間増大し続ける財政見通しとなっています。限られた財源のさらなる有効性も求められます。

これまで市は「安房の海を守り育む会」の皆様に対しまして、平成15年から本年度に至るまで22年間、補助金を交付して参りました。その積算額は、704万円に及びます。これから弾力のある財政を志向する市の立場としては、継続支給から支給期限を設けた事業への切り替えには、応分の合理性が汲み取れます。

海の環境保全を図る河川浄化への取り組みは、本来、市の責務として行うべきところを、市民協働の本旨に従い「安房の海を守り育む会」の皆様の自発・能動的な活動は、誠に高邁な精神性の表れであると思料します。市としても、合併浄化槽等の設置の推進を図るなどの努力を求めます。

其の上で、事業仕分けに於ける視点は、将来に亘る市の健全なる財政を憂慮するもので、その評価結果は尊重に値すると共に、市はその意向に沿って持続可能な財政運営を改めて強く推進すべきであると考えます。依って、「環境保全団体支援補助金」から「市民協働事業補助金」への事業見直しは、確かな財政基盤の確立と歳出改革と言う時代の趨勢として、極めて肝要であると心得ます。以上の理由から、本請願は「採択しない」とさせていただきます。

## 安房高等学校生徒の議会傍聴感想について

安房高等学校生徒の皆さんが、館山市議会 行政一般通告質問の傍聴に来られ、感想文までお寄せいただいた事に心より感謝申し上げます。

行政の扱う分野は全方位型と言って医療・介護、教育・文化・芸術、経済・観光、防犯、防災、土木関係等々、社会のあらゆる分野に及びます。今回、第3回定例会では10名の議員が一般質問に登壇し、内容も多岐に亘りました。皆さんは、そのうちの1時間の枠を傍聴したものです。

皆さんから寄せられた感想は、内容的にいくつかのカテゴリーに分けることができますので、主

だったご意見等については、個人的見解とはなりますが、誠意を持ってお応えしたいと思います。

感想文を通して、内容的に大きく①～⑤としてまとめてみました。それぞれに寄せられた意見や感想等を Q で記し、A で見解を添えました。

## ① 市の政策を市民へ周知させる

Q 市民の関心の低さを感じられ、関心を持ってもらう工夫・働きかけが必要。

A 主だった政策については、市の広報紙やホームページ等で紹介していますので、あとはどの様に工夫すれば注目して貰えるのか、高校生の皆さんや若い人の意見をお聞かせ願いたいです。

Q 行政の情報伝達の工夫が必要（SNS 等で発信する）。

A 市としては、徐々にでも政策に関心を持つ市民が増える様、新しい発信ツールを検討するなど、効果ある伝達へ向けた努力が求められると考えます。

Q 行政計画や活動を Instagram などで広報し、質問等も募集することで、若者の関わりは増えるのではないか。

A 質問等の募集には答弁責任も発生しますので、行政職員への業務負担にならない様な視点を踏まえた対応も重要になるかと思えます。

政策を論ずる際に、国と地方の役割もある程度理解していると良いかもしれません。国の役割は、外交や法律、国の予算や税金の用途等を検討・執行すること、全国統一的に定める事が望ましい諸活動、全国的規模の視点で行わなければならない施策及び事業などです。

地方自治体の役割は、地方自治法の第一条の二及び、第2項に沿う取り組みであり、具体的には

1. 医療費の助成や児童手当の支給 2. 保育所の設置 3. 道路、水道、ごみの処理 4. 警察、消防など住民の安全確保 5. 健康、環境保全など住民サービスを管理、推進する業務などです。

地方議会の役割（議決事件）は、地方自治法第96条1項によって15項目が定められていますが、中でも条例の制定と予算案の審議（予算の決定）が重要とされています。他に、地方税に関する議決等があります。

住民から選ばれた議員で構成された議会は自治体における最高の意思を決定する議決機関であり、首長の執行機関とは対等、それを監視する役割があります。

また、地方議会は多種多様な住民ニーズを踏まえ、合意形成を図りつつ地域に必要な政策を積極的に提案・推進し、地域の課題に自ら対応していく力が求められています。

皆さんが、国政や地方行政を通して政治を学ばれることは、基本的な仕組みを理解することにつながります。そして、それら仕組みの根本をなす理念が憲法です。この、憲法の三原理である「国民主権主義・基本的人権の尊重・恒久平和主義」を普遍的価値として、この精神を中心に据え、具体的に様々な政策を思考していきます。政治を学ぶ事は、憲法を学ぶことにも通じると思います。

## ② 会議・議場の雰囲気

Q 思っていたより冗談や笑いなどがあって面白く感じ、ラフで和やかな雰囲気だった。

A 他市の本会議場の雰囲気についてはあまり詳しく分かりませんが、館山市は、確かにご指摘の通り、全体的に和やかで話しやすい印象を個人的には感じています。

Q 興味深い内容で、議会中継をもっと周知すれば市民も見してくれるのではないか。

A 毎回、本会議は YouTube 配信が行われており、リアルタイムでなくても視聴できますので、一人でも多くの市民の皆様にご視聴いただけたらと願っています。

Q 難しくて分かりづらかった

A 各議員が取り上げるテーマは多岐にわたることから、後述しますが、議員でもよく理解出来ない案件があります。或いは、高校生の皆さんの方が詳しい問題も、きっとあると思います。議員は間接民主主義で選ばれますので、皆さんの提案を議場で取り上げ代弁することも重要な取り組みです。

たまたま傍聴された内容が「難しかった」または「興味がなかった」ということは珍しいことではありません。

### ③ 会議時間

Q 一人1時間は長い。登壇者は一人なので、それ以外の議員は眠いのでは。最初に質問をズラズラと行って、1回の質問の時間が長くてびっくりした。

A 社会人となって、学生時代との一番大きなギャップは仕事時間の長さでした。定時の終業時間内に仕事が残ってしまうと残業しなければならない場合もあります。此の点は、慣れも必要になってきます。

さて、議員には1年に4回、各1時間の枠をいただいて、一般通告質問を行うことが許されています。此の1時間を使って「市のためにどこまで建設的な議論ができるか」が、大切な心構えになります。

二元代表制をご存知かと思いますが、執行機関と議決機関という呼び方でも表現できます。いずれにしてもこの二元と呼ばれる2つの機関が互いに「善の競争」との精神に立ってこそ、それぞれの機能を最大限に働かせることができると言えるでしょう。

1時間の持ち時間は、権利の行使とも捉えることができます。その権利を最大限に発揮し「市民のために必要」と信じる提案を論ずるわけですから、時に議論が白熱し、1時間では足りない場合も少なくありません。

Q 質問者以外の議員は必要か。質問に対する返答する職員が決まっているが、それ以外の方が暇すぎると感じた。

A 登壇していない議員は登壇者に耳を傾け、市に有益な議論となっているか、または実現可能な政策かなど、様々考えながら聞いています。

また、自分が詳しくない分野の場合もありますので、各議員にとって学ぶ機会にもなっています。答弁からは市の政策や方向性を知ることにも価値があります。他の議員の質疑を通して、自らの考えをまとめるとか、認識を共有するという側面もありますので、質問する人だけがその場に臨めば良いという性格のものではないと考えています。

#### ④ 会議内容について

Q 実際はどうなのか分からないが、質問返答は基本的に決まっているのかなと思った。答弁者の

人が質問全てに対してしっかり答えられていてすごいと思った。

A 行政一般通告質問とは、「質問内容」を執行部に「通告」しておく方法をいいます。つまり、事前に質問内容を伝えておきます。市の執行部は、議員の質問内容を正しく把握した上で市の方針や見解を答弁するわけです。極力、齟齬や思い違いのない状態で、議論が展開できる様に配慮しているのです。

因みに「質問」とありますが、議員が「分からないこと」を質問するという意味合いのものではありません。様々な「質問パターン」は確かにありますが、基本的には議員側は「こうあるべきだ」という思いを持って市に提案し、それに対する市の見解を聞いて、より価値ある方向性を見出していこうとする議論を目的として「通告質問」に臨んでいるのです。

Q 質問を合わせて聞くのではなくて、一個一個確実に話し合っていく方が良いのではないか。もっと対話に近いような形式にすれば、もう少しスムーズに進むのかなと思う。

A 「一度に全質問をして、一括で答弁を聴くのは分かり難かった」という意見がありました。確かにそういうご指摘はもっともだと思いました。これは、手法的な問題です。館山市の場合は、はじめの本質問では一括質問・一括答弁と言って、議員は一括で質問をし、答弁も市長または教育長等が全て一括で行います。従って、耳で聞いている限りでは分かりにくいのも尤もです。

ただし、多くの場合、一括答弁の後に再質問を用意しています。此の再質問になると、1問1答方式とって、ここでは一つの項目ごとに、再度、質問内容を変えて議論を展開しますので、質問に臨む当人も傍聴される方にとっても、意外と分かりやすい手法だと感じています。また、再質問では文章を読まずに進めることもありますので、対話に近いやり取りも可能です。

Q 話の本筋を外さないように努めれば、複数人からの質問を受け入れても良いのではないかと思  
った。

A 複数人から質問ができる様になればという意見がありました。通告質問で取り上げるテーマは  
全方位に及びますので、そういう性質上、同じ質問テーマを取り上げている議員が他に  
いるか、仮に同じテーマであった場合でも時間制限がある中で、質問の方向性や論点、  
範囲がズレたりしないか、通告者以外で論戦に参加する議員がいると、そもそも納  
得した議論ができるかと言った、不確実的な要因や懸念材料が非常に多く、従  
いまして、単独以外では無理があると考えます。

一方で、市が常任委員会に付託する議案審査では、一つのテーマ毎に委員全員が  
意見を出し合い質疑します。その上、議案に対して賛成か反対か態度表明も行いま  
す。従って、本市では総務、文教民生、建設経済という3つの常任委員会が設  
置されていますが、各委員会審査ではご指摘の「複数人から」質問が出来る形  
で行われています。

## ⑤ 傍聴を通して感じたこと

Q 女性議員が少ない。女性議員が意外にも4人いることに驚きました。

A 女性議員の数については、ジェンダーギャップ解消の観点から、男女比50%が理想  
と考えます。実は、国連の幹部職員では比率50%が達成されているそうです。日  
本の国会では女性議員を30%にする目標を立て、企業においても幹部役職3割を  
登用する目標で取り組んでいると聞いています。

日本は、世界的にもジェンダー平等指数が低い上に、これから、様々な政策を考  
える上で女性の視点は不可欠であることから、あらゆる分野で女性進出を目指し、  
占有比率を増やしていかなければ

ばなりません。

Q 投票率を上げることから始めたほうがいいと思いました。今回の傍聴を通して政治が実際に行われている実感が持てたので、自分も若者として将来政治に積極的に参加したいと思った。

(質問内容で触れていた)高速バスを館山駅西口に移動してもらえれば安全に登下校できて良いと思いました。

A 投票率を上げるためには、政治に関心を持つ若者が増えることが必須です。そのために、私たち市議会議員からの働きかけも考えていかなければなりません。但し、政治は「自分ごと」と捉えることが最も大切です。社会を良くするために政治はあります。無関心であれば、結局政治は良くなりません。

高速バスは西口が良いだとか、希望を声に出し多くの賛同が得られれば形にしていけるのも政治の力です。政治に関心を持つ人が増えれば、社会は間違いなく民衆が希望する良い方向に動いていきます。

政治に関してもう一方からの視点としては、憲法に謳われている「権利」と「義務」を思索してみることを提案します。投票は権利であって、「行使」することも「棄権」することも自由であり、自分の判断に任されています。若い世代の時にこれらを考える事はとても意義のある事だと思います。国民の「義務」と併せて、社会的責任を自覚する上で、深い思索をお勧めします。

以上、私見の域を出ませんが、考えを述べさせていただきました。疑問や感想に、正鵠を射た応答だったという自信は微塵も持てませんが、議場で皆さんがそれぞれ感じたものは、少しこだわり

を持って自分なりの答えを見つける様にしていくと、体験が実質的に活かされると思料します。

結びに、現在、若い世代を中心に投票率が低く、政治離れが進んでいます。その一つの要因として、市議会議員と市内在住の特に若い世代の皆さんと（言葉を交わすなど）の、接点がないから（政治も互いの存在も分かり合えない）だと指摘されています。他市ではそこに焦点を当て、議会が高校に出向いて政治学習などを通し、積極的に対話の場を設けて、実り豊かな成果を収めている事例もあります。

そういう観点から、高校生と議会・議員が直接話し合いの機会を設けることができたなら大きな効果も期待できます。傍聴から対話へと、前向きに検討すべきではないかと考えます。

この度は議場に足を運んでいただき、ありがとうございました。

## 「令和7年度 予算編成に関する要望書」を提出

「令和7年度 予算編成に関する要望書」を、11月8日に森 正一市長宛に提出しました。当日、森市長は不在でしたので、石井博臣副市長に提出しました。



## 無料法律相談（主催：公明党千葉県本部）

令和7年（団体名：菜の花会）館山市の開催日程

会場：菜の花ホール第2集会室（※確定ではありません）

※会場につきましては、2か月以上先の予約ができないため、会場が確定となった時点でお知らせします。

※令和7年は1月、4月、7月、10月の年4回の開催を予定しています。

日時：1月14日（火） 4月15日（火） 7月15日（火） 10月14日（火）  
13時から17時まで

お気軽にご利用ください。お一人（1組）30分単位。  
事前予約が必要です。地元市議へご連絡をお願いします。  
瀬能 TEL（携帯） 090-7276-0903

## 総務委員会行政視察報告（抜粋）

令和6（2024）年10月10日

### 広島県呉市議会改革・議会運営について

#### 視察概要

呉市議会の議会改革を学ばせていただいた。館山市も、議会基本条例の制定へ向け取り組み始めた時が、本市における議会改革の始まりであると認識しており、同じ経験に立って互いを比較・検討し、高めていくことは重要であると考え。そこで、両市の議会改革における歴史的経緯も交え、報告していきたい。

呉市は、平成22年（2010年）6月25日に議会基本条例を制定している。館山市は平成27年4月1日施行であった。それでも千葉県南13市の中では一番早い制定である。しかも、平成25

年9月定例会において議会改革特別委員会を設置して、条文を検討してきた。

議会側から議会を位置付ける基本条例の歴史は、平成18年(2006年)5月18日に栗山町議会基本条例を施行したのが最初であることを考えても、呉市はとても早い時期に取り掛かられている。

議会基本条例制定へ向かう背景には、2000年に地方分権一括法が施行された影響が大きい。国からの移管業務が2割から3割までに減り、地方議会には地域の課題に自ら対応していく力が求められ、また、多種多様な住民ニーズを踏まえ、地域に必要な政策を積極的に提案・推進し、合意形成を図る議会改革が期待される様になっていった。

同時に、2006年末、日本世論調査会という団体が全国アンケートを実施した影響も考えられる。無作為抽出方式で住民に「あなたの自治体の議会に満足していますか」との設問に対して「満足：10数%」「やや満足：20数%」「満足していない：50%近く」「全く満足していない：10%」という結果が示された。議会の設置は憲法第93条第1項に明記され、地方自治法にも書いてあり、自治体は間接民主主義と二代表制で運営してきた。しかし、議会の存在感は希薄であることが明白になったこの調査結果を受け、座していられない議員が全国に相当数いたと考えられる。だから時をおかずに130余の議会が議会基本条例を制定する状況が生まれたのであろうと想像する。

議会改革(議会基本条例制定)は、議会総体としての理解がないと取り掛かることすら出来ないことから、呉市には進取の気概あふれる議員が多くおられた証左でもあるといえよう。

また、議会基本条例制定後も、議会運営委員会において条文の見直しを行なっている。本市としては、現行の当該委員会の運営の在り方を検証し直す必要性と、条文に接する機会を多く設けて、改善へ向けた機運の醸成に努めていかなければならないと痛感した。

議会改革・議会運営について、呉市議会が用意していただいた「議会改革の取組」という説明資料から、要点を列記する。

(「議会改革の取組」 省略)

## 所感

議会として個々に取り組むべき課題は多く存在するが、どこまでも議会自らが、議会改革へ向かう機運の醸成に努めなければならない。そして、それは市民のためという目的意識も明確に示し、この方向性だけは議会全体の共通認識としていかねばならない。

呉市の視察を通して、改革のための一歩として、議会運営委員会改革が何より必要だと感じた。現在本市では、ほとんどが各定例会のためだけの運営の感が強いが、本来は全ての議会運営に関する意見や提案を気兼ねなく協議する場とならなくてははいけないはずである。

ただ、議運の委員長の才覚も重要である事から、長の交替によって改革の進捗に差が生じる様なことがあってはならない。そのためには、当該委員会が議会改革の場でもあるという委員各位の認識の共有があって、はじめてその機能を果たすことができることとなる。したがって、従前とは異なる新たな議運の位置付けと、その認識の共有は疎かにできない視点である。

一方で、以前、館山市議会では「議会改革特別委員会」を設置していた。議会改革の事案は、全てそこで検討したことで、専門部会として有効に機能していたという実感がある。議運とは別の協議体についてを検討するのも良い考えである。

議会基本条例や、政治倫理条例、または災害対応マニュアル等も常に検証し、改善していく取り組み方が求められるものとする。大事な視点は、それらを協議する場の設置である。議長をはじめとして、このような意識改革へ向け、全議員から理解を得られるよう活動を強化してまいりたい。